

## 富士市有料老人ホーム設置届出等に関する要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第29条の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、「有料老人ホーム」とは法第29条第1項に規定する有料老人ホームをいう。

### (有料老人ホームの設置届出等)

- 第3条 法第29条第1項の規定による届出は、有料老人ホーム設置届出書（第1号様式）によらなければならない。
- 2 法第29条第2項の規定による届出は、有料老人ホーム設置届出事項変更届出書（第2号様式）によらなければならない。
- 3 法第29条第3項の規定による事業の休止又は廃止に係る届出は、有料老人ホーム休止・廃止届出書（第3号様式）によらなければならない。

### (委任)

第4条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要領は、平成18年9月6日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成21年5月27日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和4年3月1日から施行する。

第 1 号様式

有料老人ホーム設置届出書

年 月 日

(あて先) 富士市長

住所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地)  
届出者  
氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

次のとおり有料老人ホームを設置したいので、老人福祉法第 29 条第 1 項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

- 1 施設の名称及び設置予定地
- 2 条例、定款その他の基本約款
- 3 事業開始の予定年月日
- 4 施設の管理者の氏名及び住所
- 5 施設において供与される便宜の内容
- 6 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- 7 施設の運営の方針
- 8 入所定員及び居室数
- 9 市場調査等による入所者の見込み
- 10 職員の配置の計画
- 11 入居一時金、利用料その他の入所者の費用負担の額
- 12 入居契約に入居契約の解除に係る返還金に関する定めがあるときは、当該定めの内容並びに返還金の支払を担保するための措置の有無及び当該措置の内容
- 13 入居契約に損害賠償額の予定 (違約金を含む。) に関する定めがあるときは、その内容
- 14 医療施設との連携の内容
- 15 事業開始に必要な資金の額及びその調達方法
- 16 長期の収支計画

添付書類

- (1) 建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 6 条第 1 項の確認を受けたことを証する書類
- (2) 設置しようとする者の直近の事業年度の決算書
- (3) 入居契約書及び設置者が入居を希望する者に対し交付して、施設において供与される便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書

第 2 号様式

有料老人ホーム設置届出事項変更届出書

年 月 日

(あて先) 富士市長

施設の名称

住所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)

届出者

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

次のとおり有料老人ホームの設置の届出事項の変更をしたので、老人福祉法第 29 条第 2 項の規定により届け出ます。

- 1 変更事項
  - (1) 変更前
  - (2) 変更後
- 2 変更の年月日
- 3 変更の理由
- 4 入居者に対する措置

第 3 号様式

有料老人ホーム休止・廃止届出書

年 月 日

(あて先) 富士市長

施設の名称

住所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)

届出者

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

次のとおり有料老人ホームの事業を 休止・廃止 したので、老人福祉法第 29 条第 3 項の規定により届け出ます。

- 1 休止、又は廃止する年月日
- 2 休止、又は廃止する理由
- 3 現に入所している者に対する措置
- 4 休止する場合にあつては、休止の予定期間